

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成2年条例第98号）の一部を次のように改正する。

別表第2 特別管理産業廃棄物処分業の部の次に次のように加える。

法第12条の7に規定する2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例	特例認定申請審査	147,000円
	特例認定変更申請審査	134,000円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提出理由）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第61号）の施行に伴い、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定等に伴う手数料を新設するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。